

ある。此かる善良なる素質を有する青少年が、人民多數の福利と互助の生存とを目的にする自治の精神に適合せぬ道理は無いのだ。吾人は青少年ほど自治を行ひ易く、自治に適した人は無いと、確く信ずるものである。成人に行はれぬ自治も、反つて青少年には容易に行ふ事が出来るのである。試みに氣力教育の二者を比較しても、如何に青少年が成人に優つた自治民であるかといふ事は、直ちに了解出来る次第では無い。一は氣力横溢、一は無氣力、而して成人の教育程度が、尋常四年を卒業した者は全數の幾割といふ時に、吾人の今自治を教へんとする青少年は、悉く是れ尋常六學年以上に進んで居るでは無い。吾人の自治教育の成功は既に疑ひの無い所である。否、我が少年軍團の形作る自治團こそ、日本全國中の自治體の模範たる天職と素質とを有するものであるといふ事を、吾人は楽しんで公言したいと思ふのである。

さて自治を教へるに就いては、吾人は兎に角一の自治團體を形作らねばならぬ。之が爲に作るべき團體は、短期殖民地、臨時殖民地、永久殖民地の三種とする。

短期殖民地とは、此第六期の教練に當つて、短期間開設する所の自治體の名稱で、臨時殖民地とは、此教練を一通り終つた者の練習の目的で、時機を見て海岸、山間等に天幕、舍營等の部落を若干期間作る自治體をいふ。(之には時に未だ自治の教練を経ぬ者の参加をも許す事もある。)又永久殖民地といふのは、少年軍團が相當の地積を殖民地として獲得し、そこに相當の資格ある團員及他の人を、屯田的に移住させる法である。

(一)短期殖民地 自治の教練に取掛る際に設置して、約四箇月間試みるのである。併し教官の意見に依つては、第六期の始めから開設する

とも、又は其以前から開設するとも、それから又第六期を終つた後まで繼續するとも、それらは凡て隨意であるから、必ずしも期間は一定出來ぬ。

此教練は、殖民地と言つても、別に新らしい地域に殖民地を選定するでも何でも無く、團員の住所其儘が殖民地と見做されて、各團員を人民とする自治體が其處に設けられるのである。

短期殖民地の人民は、少年軍團の一個中隊又は數個中隊の第六期生を以て組織する。其員數は餘り少數よりも、可なりの數を有するがよ、普通五十人以上五百人以下位を標準とし、地域の廣さは一端より一端に至る距離の最大限を二里以内とする。

さて此教練の教官は、先づ右の住民及地域を指定し、次に殖民地創立委員若干名を任命する。

創立委員は先づ住民の戶籍簿を作る。氏名、住所、年齢、所屬學校名、少年少年軍團の階級、職業(青少年自身の職業)を記録するのである。

戶籍簿の成つた後、創立委員は人民總會を招集して、茲に殖民地長官の選舉を行ふのである。當殖民地の選舉は總べて筆記記名とするので、會議は普通總員の三分の二以上の出席を以て成立し、其過半數を以て議を決するのであるが、長官は特に重大な職責を有するから、總員の四分の三以上の出席あるに非ざれば投票を行はず、又其出席者の三分の二以上の得票あるに非ざれば當選とせぬのである。

殖民地長官の選舉を終れば、創立委員は茲に退任し、少年軍團殖民地事務所は成立を告ぐるのである。

次に長官は、殖民地議會の選舉を行はねばならぬ。即ち人口百人毎に十人の代議員(百人未滿の端數亦同じ。即ち百一人の人口に對して

も二十人を選出す)を選出するので、其選舉區は、殖民地を一の大選舉區とし、投票は筆記無記名の法に依るのである。人民の總ては選舉被選舉の兩權を有する。若し住民の數が百人以下の時は、人民全部を以て議會を組織するのである。

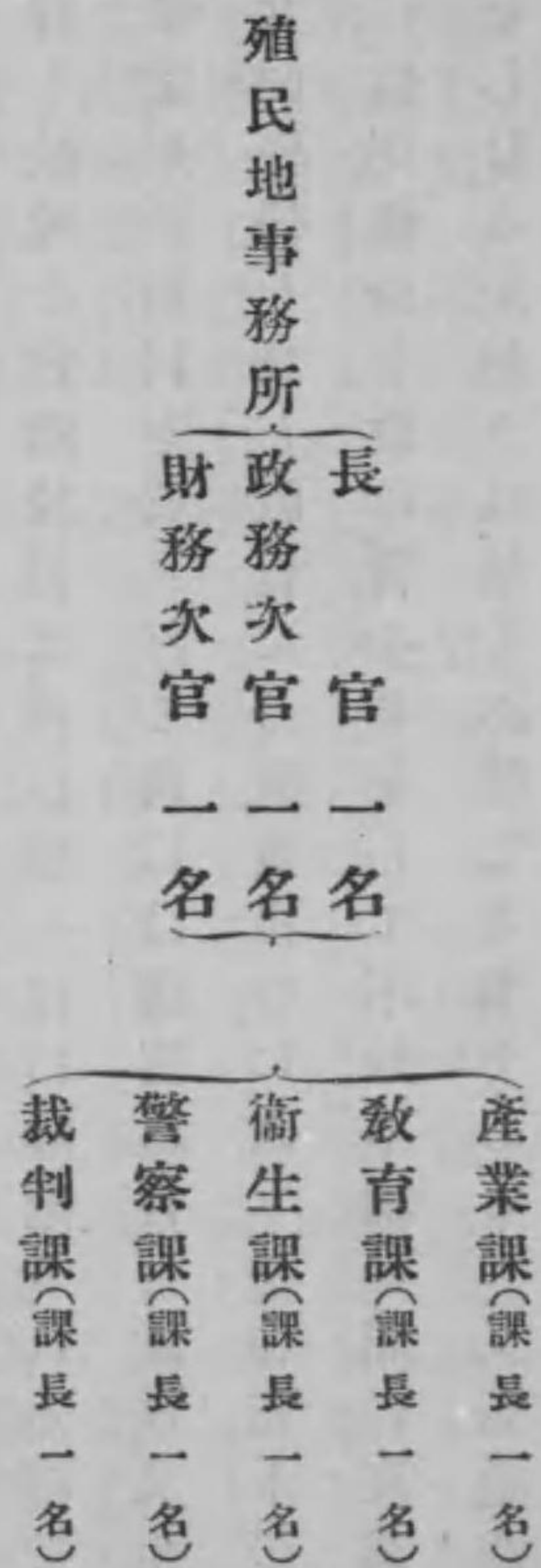
是より先、長官は政務次官、財務次官各一人及殖民地事務所の各事務を分掌すべき官吏、即ち産業、教育、衛生、警察、裁判の各主任者一人宛を任命し、殖民地の法律及豫算の原案を作成し、議員選舉結了の日より七日以内に議會を招集して、之を附議するのである。此くて議會は議事終了すれば閉會し、長官に於て必要ありと認められた時及議員十分の一以上より請求のあつた時に、長官が之を招集して開會するのである。

これで左の如き立法部と行政部が出来た譯である。

△立法部

殖民地議會

△行政部



各課長は長官の許可を受けて部下の官吏若干名宛を任用する事が出来る。即ち産業課では農工商等の専任官吏を置き、警察課には巡査を置き、又裁判課には陪席判事を置くの類である。裁判課長は裁判の際は裁判長となり、警察課長は検事となる。

此殖民地の人民は必らず何等かの職業を持たねばならぬ。そして

其収入から若干の殖民地の費用を租税として納め得ぬものは、市民の資格の無い愚人である。職業は勿論各人の隨意であるが、産業課長は能く之に注意して、職業の無い者には之を與へ、方法の悪い者は直してやらなければならぬ。収入如何に少なくとも、自己の勤勞に依つて金錢を得るといふ事は尊むべき事である。他人の扶助なくして生活し行く教練の實際練習は、再び強く茲に繰返される譯である。

職業用の原料を買入れる爲には購買組合を設け、又生産組合を設けて共同經營を爲し、販賣には販賣組合に依り、是等資本の融通貯蓄の爲めに信用組合を設け、青少年をして不知不識の間に産業組合の運用に熟せしむるが如きは、最も必要なる事である。又普通成人の産業組合に加入するもよい。

教育に就いては、主として學校の課程に注意し、時として演說會など

を催はすもよく又衛生は主として市民の體育及び流行病豫防、怪我等に注意するのである。

警察官は殖民地内を巡視して、法律や道德に反した行爲を取締り、説諭・告發等をするので、此告發を受け、若くは非違を發見した裁判官は、公判を開いて、法律に依つて住民に罰を科するのである。

(二)臨時殖民地 之は夏季休業などを利用して、海濱・山間などに、二十日・一箇月・四十五日など、いふ極めて短かい期間開設するもので、前の短期殖民地とは違つて、全然團員ばかりの殖民地を新たに作り出すのだから、多くは天幕の部落を設けるのだが、時に民家・學校・寺院などを借を受けて舎營することもある。眞に殖民地らしい氣分が出来、何をすることも直ぐ目に見えて、面白いのである。それから前の短期殖民地では、第六期兵ばかり收容して市民としたものであるが、此臨時殖民地では、雜

然として、有らゆる青少年を——團員でありさへすれば何の制限も無く——收容するので、知識の程度や力量の相違する雑多の分子に富んで居る事は、殆んど彼の町村自治體にも近いのである。此殖民地の市民となる可き者は、志願を以て募集する。

さて殖民地成立の手續、選舉等は、總て前と同じであるが、唯だ官吏、議員たるの被選舉權は、尋常六年卒業以上で、且つ第四期の團員教育を終つた者で無ければ、有せぬ事に制限し、又議員の選舉人をも右の資格を有する者（一級市民）と有せざる者（二級市民）との二つに區別し、其數に比例して各級議員の數を定め、各級別に選舉を行ふのである。

此殖民數を編成するには多大の費用を要する。

幕營舍營の設備費、運搬費、青少年が其地に至る旅費、滯在中の食費等、殖民地總體の經濟は、少なきも數十圓、多ければ數百圓を費さねばならぬ。

教官はよく其始めに當つて、果して此經費を滞りなく支辨する事を得るや否やを顧念し、失策の無い事を期せねばならぬ。

普通、夏季海濱生活などに行く者は、多くは富者の子弟で、斯の如き者の父兄は、自己の子弟の爲に數圓の出費を吝まぬであらうが、少年軍團の希望する所は、獨り富者の子弟のみならず、中流下流の子弟にも、亦此愉快健康なる殖民生活の恩恵を及ぼしたいのであるから、出来るだけ父兄の負擔を軽くし、出来るだけ容易に参加の出来る様企畫する所が無ければならぬ。

若し此殖民地に於て、産業課長が活動し、市民の爲に適當の生産事業を當てがつたならば、餘程右の目的に近づく事が出来る。

試みに殖民地に於て、市民（團員）の職業として鶏を飼ふものとして、其收支計算を左に示さう。之は期間を一ヶ月と見たものである。

△支出の部

金三百圓 親鷄三百羽買入代金(一羽一圓)  
 金四十八圓 雛六百羽買入代金(一羽八錢)  
 金七十二圓 設備費(地代、鷄舎、金網、孵卵器、育雛機)  
 金百三十五圓 餌料  
 金三十圓六十錢 従事員給料(少年十二人)  
 計金五百八十五圓六十錢

△収入の部

金九十圓 卵三千個賣上(一日百箇、一箇三錢)  
 金百五十圓 雛の育ちしもの五百羽賣上(一羽三十錢)  
 金四十八圓 卵を雛にせるもの六百羽賣上(一羽八錢)  
 金三百圓 殖民地閉鎖の際親鷄賣却三百羽代(一羽一圓)  
 金五十五圓 同上諸設備賣却  
 計金六百四十三圓

△差引利益五十七圓四十錢  
 少しく注意して經營すれば、十二人の團員で此位ゐの利益を上げる事が出来る。併し餘程注意せねば、鷄の諸病斃死無産卵等の爲に、損失を招く虞れが無いでもない。

若し市民平素の職業が工業家の子弟といふ様な事なら、工業に従事させてもよい。商家であるなら、殖民地内で需要する物や、外部に賣れる物の商ひをさせてもよい。兎に角半ば遊山の避暑旅行でも、ダラシなくゴロ／＼して遊んで日を暮らすなどは、第一健康にも宜しくないが、精神修養の點からも、經濟の點からも、頗る感心出來ぬ事であるから、餘り無理の無い範圍内に於て、成るべく市民の仕慣れた職業を勤めさせて、殖民地の經濟に資するがよい。

(三)永久殖民地 永久殖民地とは、少年軍團が若干の地積を所有し、又

は租借し得た時、そこに數十名乃至數百數千名の團員と其家族とを送つて、眞實の殖民地を建設する事で、或は海外なるもよく、日本内地なるもよい。而して其殖民は、單に團員のみならず、之に配するに團員以外の者を以てするも差支へぬのである。

吾人の最も望む所は、而して最も實行し易しと信するものは、北海道の國有未開地を、少年軍團の殖民地として獲得する事である。同道の拓殖は、今尙ほ遅々として進まず、國家經濟の上より、國防の上より、多大の不利を感じて居るにも係はらず、移民の状態を見れば、着實の者は拒まれて、却つて山師的の人物のみ跋扈してゐる實狀である。此際少年軍團が、此地に模範的殖民地を開く事は、國家の爲め如何計り有利であらうか。吾人は北海道廳當局者が、此國家的事業の爲に、若干の國有未開地を割愛するに吝ならざる事を信せんとする者である。何となれ

ば長官の此一斷は、永久に少年軍團てふ大事業の基礎を確立する所以であるからである。

若し假に二千町歩の土地を得たとするならば、其十分の二即ち四百町歩を防風林、薪炭用林、風致林として存置し、残り千六百町歩をば、先づ一半を牧場とし、一半を開墾地とし、而して此開墾地八百町歩を、半ばは直營の殖民地、半ばは小作制度に依る普通殖民地として經營するのである。

右の小作殖民地四百町歩は、約八十戸(人口四百乃至五百の小作人を收容する力があるから、漸を追うて小作人を招致するので、小作人招致の條件としては、普通、五ヶ年を鍬下年限開墾期間——即ち無料小作)とし、其間に五町歩を成墾した者には、第五年の終りに於て、其成墾地五反歩を譲與し、爾後第十年の終りまで無事小作を繼續した者には、更に五反

歩を譲致するのである。而して小作料は、贈與地域の外第六年の始めより之を徴收するので、其標準は一反歩に付、一圓乃至五六圓作物地味開墾後の年數等に依るとする。

さて直營の地積は、畑四百町歩、牧場八百町歩、山林四百町歩である。

此内山林は當分手の届くまで、先づ其儘に放置する事が出来るが、畑と牧場とは直ちに經營處理に着手せねばならぬ。之が爲に各主任者を置く事は勿論である。而して之が處理は、畑に約四百人、牧場に約四十人の人手を要する。即ち四百四十人の少年軍團關係者を移住させねばならぬのである。此四分の三を永久の定住者とし、四分の一を毎年交代の駐屯團員としたら可からうと思ふ。即ち定住者三百三十人に對する戸數六十六戸を最初募集するので、各戸には必ず第六期の教育を終つた團員一人を含むを要する事とし、彼地に移住した後は、其團員

が總ての殖民地内の自治政を處理するのである。此團員は、移住後五年の後、自己の財産として成墾地五反歩を獲得し、十年の後更に一町歩を、二十年の後更に一町歩を(即ち合計二町五反歩)少年軍團から割讓されるのである。

次に毎年交代の駐屯團員百十名は、第六期の教育を終つた者で、年齢十八歳以上の者から募集し、毎年三月を以て殖民地に輸送し、十一月を以て内地に歸還の時と定める。而して少年軍團は、此間各兵の費用一切を支辨した上に、勞働の報酬として、時の終りに各人に三十圓内外を支給し、之を團に預け入れしめて、郵便貯金と等しき利子を附し置き、本人が一人前の人間として職に就く時、望みに依つて拂渡すのである。

此の永久殖民地の計畫は、詳記すれば限りも無い事であるが、要するに、經濟上に於ては十分に收支相償ひ、訓練上に於ても十全の効果を舉



げ得るものたるを承知して貰ひたい。語に曰く「能はざるに非ず爲さるる也」。又曰く「不能の二字は唯恐人の辭書に在るのみ」と。

William R. George氏が北米合衆國ニューヨーク州のフリービルに試みた『少年共和國』(Junior Republic)の如きは、實に此殖民自治團の好成績を示せる適例で、指導宜しきを得れば、青少年の能力よく大事業を成し遂げ得ることを示すものである。

十八(参考書)『少年自治團』矢野靜男氏譯、東京巢鴨町上駒込二〇内外出版協會發行、定價七十錢。

以上で少年軍團の教練は一應終結を告げたのである。茲で成業式といふ様なものを行ふのもよからう。

### 第十章 少年軍團の擴充

#### 一、青年會と少年軍團

日本全國、今や青年會の組織されぬ土地は稀である。或は町村、或は大字、それらの青年會は、市町村長、區長、小學校長、有志者の斡旋盡力に依つて、大概相當の形を有する事となつたが、惜むらくは其爲す所は未だ昔の「若い衆組」を幾何も超越して居らぬ。文教當局者が勸奨大に努めて居り、教員や自治體も、銳意其發達を助けて居り乍ら、此の如きは畢竟より勝れたる少年軍團の制を應用する事を知らぬからである。今左に所謂青年會の缺點二三と、之が救濟法とを述べて見よう。

#### ■組織

散漫にして無力なる組織、それは十九世紀の何事業にも通有せる弱

點であつた。統一といふ美しき病に捉はれて、部分の活動を忘れて居た。小なる若い衆を統一して、町村青年會といふ大きい團體にして、それで能事了れりとしたのは、專制政治の餘習とも見られよう。會長一名、副會長一名、幹事若干名、それで全會數百人を指導して行ける積りであつたが、それは決して巧い組織では無かつた。全會員の呼吸をシツクリ合はさうといふには、もう少し細かい組織が要る。吾々が中隊を基本とすると同時に、枝隊・小隊の組織を定めて、町村にも、大字にも、部落にも、時と處とに應じて部隊の活動を促がしたのは、全く是が爲である。

青年會は又上の組織にも缺けて居る。郡内聯合青年會といふ様な試みも無いでは無いが、それは餘計の仕事の様に見做されて居る傾きがある。郡青年會としては殆んど爲す可き仕事が無いからである。我が少年軍團の制に従へば、郡の聯合は即ち大隊、府縣の聯合は即ち聯

隊、而して國の聯合は即ち團、何れも彼の陸軍の各隊の有意義なるが如く有意義である。中隊には中隊の爲す可き仕事あり、同時に大隊には大隊ならではの行ひ難い演習・興味・威力・獎勵等を有するのである。

■ 研 究

昔の塾舎制度は、今日の教育制度から見れば頗る陳腐に屬する如く見えるが、其實反つて教育の眞髓を得たものである。能ふ限りの優者を以て劣者を薰陶するといふのが今日のやり方であるが、塾舎に於ては、教員と生徒との間に助教なるものがあつた。之は年長の生徒を使つたもので、彼等は一方には先生に教はりつゝ、一方には下級の生徒を教へて居た。言葉を換へて言ふと、最優者が最劣者に直ちに接するのではなくして、最優者は自己よりも稍と劣れる者を教へ、かくして順次最劣者に及ぼしたのである。即ち類似せる心理生活を有する上級者

と下級者との間に、學問や訓練の作業が行はれたので、且つ如何なる生徒も、教はつた事を實地に試みる機會の多かつた事などを考へると、實に完美せる理想的の教育といつてよい。此教育の理想原理を、各種設備の整つた二十世紀の教育に應用しようといふのが我が少年軍團の企劃である。夜學にもあれ、講習にもあれ、徒らに手の届かぬ、而して「教ふるは學ぶが半ば」的の實地練磨の機會の無い方法では何にもなるもので無い。

■農事の改良

諸方の青年會では、近頃農事の改良に率先するといふ事が大分流行して居る様である。誠に結構な事であるが、之を我が少年軍團の爲す如く「獨立生活法」として行つたならば如何に國民生活に適切であらうか。「職業教育」として練磨させたら如何に有力であらうか。予は

青年及青年會統率者が夫々の項を熟覽されん事を希望に堪へない。

■自治の研究

青年會の重要な仕事で、而も餘り多く行はれて居らぬのは自治の研究である。是は題目の廣汎なると、然るべき方法の無い爲であらうが、果して然らば我が少年軍團の「殖民地」制に倣つて、速かに之を實施せられん事を勸告する。

自治民に取つて最も必要な事は、自治民としての訓練である。社會の實際に立つて見ると、我邦の人は、立憲尙ほ日淺き爲め、自治の精神が甚だ薄いのが如何にも残念に思はれる。投票を賣つたり、棄權したりする事を、恬として耻ぢず、自分の權利を主張する事や、多數の決議を尊重して之に服従する事を知らない。事は總てお上の命令に出づるもので自分たちの爲る事では無い様に思つて居る。こんな事では日本

の立憲政治も怪しいものである。青年會の自治練習は、最も必要且つ機宜に適したものであるから、早く之を實施して、自治民としての見識規律・節制行動を訓練せねばならぬ。

## 二、學校と少年軍團

小學校・中學校を始めとし、各種初等學校・中學校に於て、少年軍團の制を其教育に應用する事は最も賢きやり方である。青年會の教育に就いて述べた塾舎制度の教育術の眞義に適へること、夏季冬季等の長き休暇にも、其教育力を學生の上に及ぼし得ること、日々の放課後尙ほ教育力を繼續し得ること、教育を多趣味ならしむること、學校教育の及ばざる點を補填すること、其他數へれば種々の利益がある。殊に中等學校に於ける、飲酒喫煙・手淫酒色の如き恐る可き大流行に對する防遏策

は少年軍團の事業に待つものが多いであらう。

## 三、處女と少年軍團

青年會と共に、近來漸次文教當局者の注意且つ經營する所となつて來たのは處女會である。青年少年のみを教育訓練しても、處女少女を忘れては、國民の半ばが荒地に抛棄せられるものであるから、此の企ては頗る適切且つ稱讚す可きものである。之をも青年會の條に説いた如く少年軍團の制で訓練して見たい。

然し乍ら、之が實施に當つては若干の斟酌が無ければならぬ。女子は勿論男子と習慣・性質・體格を異にして居るのであるから、同じ少年軍團の教練でも、或る作業は男子よりも簡略に、或る作業は男子よりも綿密にといふ風に之を行ふべきである。例へば基本教練の如きは、男子

と同じく、信號・測量・乗馬の如きは男子よりも粗に、炊事法・繙帶法・擔架法・人工呼吸法・救急療法の如きは男子よりも密に、奔馬・洪水・難船の救護傳令の如きは全く之を缺くの類である。是等の取捨選擇及他の題材の採用等は、土地の狀況・團員の能力等に依つて、教練を主管する中隊長の決定する所に任せたい。

男子の少年軍團に數年の經驗を積んだ後、予は此の『女子少年軍團』にも指を染めて見たいと思つて居る。世の女子教育に關係し、其方面に了解と自信とを有する人士は、此組織と經營に就いて一顧を煩はしたいものである。

#### 四、水上隊の設定

水に近い所の少年軍團が、水上隊として發達すべきは自然の運命で

ある。少年軍團の海軍たる水上隊、これも亦面白い企であると思ふ。總ての事は普通の少年軍團と同じく、僅かに帽子を異にする(徽章及リボンに於て—尤も場合に依つては羅紗の目庇まひさなしの水兵帽を冠る事も許される)だけの相違しか外形上には無いのである。併し勿論水上の操作が多いのであるから、其教練も勢ひ陸上のものよりも水上の役に立つものに力を注ぐのは勿論である。そして特殊の規則として次の簡條が守られねばならぬ。

一、水上隊を組織するには、其場所が海、河、湖、沼等の水に接して居らねばならぬ。

二、舟に乗る時は、水泳手の徽章を有つて居らぬ者に乗せてはならぬ。尙ほ三時間以上航行する時は、隊員中に水先案内手か、信號手か、救護手か、望海手かの一人が在る時で無ければ、出航してはなら

ぬ。

三、一隻の小舟には一小隊が乗組むを普通とする。其他舟の大きさに依つて中隊長が其乗組定員を決めるので、定員に満たざる時に出航してはならぬ。

四、舟は所有と借用とに係はらず、中隊長の船體及機装検査が済まぬ間は用ひてはならぬ。中隊長は船體の堅牢の度、耐風波力、帆及漕具、浮袋、乗組人員と危害、當日の天候に就いて、十分の検査を施し自信ある時のみ出航を許す。

五、成るべく僚船を伴ふがよい。

六、漫りに沖に出てはならぬ。

七、船には必らず隊旗を立てねばならぬ。

水上隊の名稱は「少年軍團△△大隊△△水上中隊」の如く呼ぶ。若

し大隊からして水上隊であるならば、「少年軍團△△聯隊△△水上大隊△△中隊」の如く呼ばれる。

水上隊は前にも言つた如く、ホンの少年軍團の一分科であるので、其目的の如きも、普通の少年軍團と異ならぬ。併し海には海の教育法あり、予は之が爲に追つて「少年軍團水上教育法」の書を公刊したいと願つて居る。

## 第十一章 少年軍團の實用的價值

404

## 一、兒戲に非ず

以上説述する所に依つて、我が少年軍團が如何なる事を爲さんとするかは、讀者の頭腦に明瞭に映出した事と思ふ。讀者諸君は如何に之を考へられるであらうか。

日々營利の仕事に目を眩まされて居る謂はゆる成人なるものは、此の教練が餘りに非利慾的なるを見て、或は一場の兒戲に過ぎずとして冷眼に此運動を迎へるかも知れない。けれども吾人は信ずる、凡ての國家の憂患は、此運動に依つてのみ救済する事が出来る、凡ての國民的發展は、此運動を中心としてのみ起ると。之を兒戲と見、空想と思惟するは、短見者流の妄斷に過ぎない。彼の獨逸帝國の隆々たる興國の氣

を見よ。「青年獨逸團」てふ尨大強力なる少年軍團を有し得る邦國の榮冠をも見られるではないか。進んで止まらざる英帝國の不休の進運を見よ。世界に冠たる大少年軍團を有する國の、さもあるべくも思はれるでは無いか。語に曰く「一年の計には田を作れ、十年の計には林を作れ、百年の計には人を作れ」と。吾人は斷言す、「國家千萬年の計には須らく少年軍團を作るべし」と。蓋し少年軍團は、國民の健康を進め、常識を廣くし、事に當つて判斷に迷はず、正義を戀ふること乳兒の母を慕ふが如き、有爲の人物を産する途であるからである。永遠の事は姑く措くも、差當り少年軍團存在の利益として、國家社會の受ける恩惠には、左の如きものがある。

## 二、軍事の助勢

405

少年軍團あるが爲に最も著るしき効果を感じるものは、軍事當局者であらう。體力、智力共に優れたる新兵を迎へて之を教練する事は、當局者の愉快とする所であらねばならぬ。

我が少年軍團は又、敵國軍隊が日本へ侵入した場合は勿論の事、國家存亡の戦に於ては、外征と雖も帝國軍隊の麾下に屬して、一臂の力を添ふる事を喜ぶものである。此時に當つて帝國の陸海軍は、小さき斥候兵、小さき傳令使、小さき歩哨に依つて、或時は成人の爲し能はざる或任務を遂げ得るの便利を有するものである。若し夫れ航空機關の如き成るべく體量の輕き乗組員を要する様な場合に、訓練あり膽力ある團員は如何に利用せらるるであらうか。又潜行偵察の技術に長ずる我が小さき勇者が、被攻圍軍中よりの君の使者、前哨突破の敵營爆發等、或は一軍の危急を救ひ、或は敵軍の死命を制するの殊勳も、決して團員に

期し難い事では無い。況んや看護手、衛生隊の補助員として、最もよき素質を有するに於てをや。

### 三、天變地異の出勤

少年軍團は、平時に於ては、あらゆる天變地異の際に、急速に出勤して人民の不幸を救ふを任務とするものである。されば暴風雨あつて家の倒壊する時、洪水あつて堤の決する時、汽車電車の顛覆せる時、火事ある時、殺人強盜等の犯罪の行はれた時、家畜の逃走した時、小兒の行方不明となれる時、凡そ是等の場合に、敏捷にして統一ある少年軍團の動作は、常に烏合の成人に勝るのみならず、意外の奇功を奏するものである。『少年軍團の在る所に不幸なし』との格言は、決して溢美では無いのである。



抑々天災地變の突發する時、その救護者として最も有力なものは、軍隊である。けれども軍隊の駐屯地は、極めて少數で、而も常に遠隔の場所にあるから、一寸した變事に出動を請ふといふ事は、殆んど不可能である。軍隊に次いで有力な機關は警察で、之は所在に散在して、直ちに救護に赴く事は出来るが、不幸にして警官の數は極めて少數である。軍隊よりも警察よりも、近くに在つて數の多いのは、各地至る處に設けられて居る消防組で、其實質から言へば、大に役立たねばならぬ筈であるが、惜い哉、彼等は訓練に於て缺くる所あり、警察官吏の指揮節制を待たなければ、敏活有力な行動が出来ぬのである。是に於て少年軍團は、天變地異に對しては、實に救護の第一人たる名譽と光榮とを有する次第である。彼は何者の命令をも待たずに、即座に救護に着手する事が出来、而して一度び部隊を編み、上長の指揮の下に立たんか、武俠絶倫な

る行動は、實に彼の軍隊のそれの如く然り。若し其が傳令偵察、敏捷なる技能と、秩序統一ある動作とを以て、消防組の缺漏を補つたならば、如何なる救護をも理想的に遂行し得るであらうと思ふ。

#### 四、交通事業の援助

少年軍團は又交通事業の援助に就いて、平時事變共に相當の能力を有つ。電信、電話、鐵道などの線路が、一朝破壊して、通信交通の斷絶した時など、最も少年軍團の能力を發揮する事が出来る。

少年軍團が全國に普及した時、そこに脈絡ある團員の屯所は、日本全國の津々浦々、如何なる山の中と雖も、苟くも人煙の揚がる所に見出されぬ事は無いといふ事が出来る。是に於て此少年軍團の系統は、總ての電信電話郵便の線路よりも、緻密にして且つ普及して居ると言へる。

而して此系統を利用して如何なる通信をも交換する事が出来るのである。團員は平素傳令の訓練を受けて居るから、恐らく此任務を圓滿に果す事が出来るであらう。

例へば茲に暴風雨の被害があつて、電信電話汽車の總てが不通の時非常に至急を要する信書を百里の遠方に送達せんと欲し、之を少年軍團に委託したとすると、團は之を一時間二里の最急速力を以て、中隊の屯營から屯營へ傳遞し、五十時間の後に之を先方に届ける事が出来るのである。百里を五十時間！これ普通郵便列車に依る郵便物の配達時間と餘り變りは無い速さである。

又例へば、少年軍團は、必要の場合には、郵便物を遞送し、電報を中繼し、汽車の徒歩聯絡の補助をする事なども出来る。尙此外、團員は少しの訓練に依つて、容易に電話の交換手、郵便の現業員、電信の技手とする事

が出来来る。其速成の程度は、普通何等の素養をも有せざる者に比べて四分の一の時間と努力とで養成が出来来るであらう。之と同様に、汽車電車の車掌、運轉手、火夫等が、俄かの故障で役立たずなつた時、一時の急場を救ふのに、少年軍團の力を借りるより良い法は無い。彼等は又、從來汽車電車の信號手にもなれる。驛夫、助役、驛長の仕事もドウにか勤める事が出来る。或は燈臺看守、望樓看守、沿岸航路の水夫、信號兵機關方となる事も出事る。少年軍團はあらゆる交通機關の豫備隊と見做し得るだけの準備と素養とを有するのである。

街衢の雜鬧の夥だしい時、そこに忽然として制服を着けた團員の一隊が出動して通行の車馬を制し、行人を導いたならば、右往左往の混雜は、忽ち幾條の人の流れとなつて、截然として淀みなき往來を見る事が出来よう。これ五人十人の警官の能くせざる所、而して少年軍團は千

人でも萬人でも、必要なだけ立所に供給し得るのである。官廳公署私人等が、一時に多数の物を運ばねばならず、而も其設備の無きに苦しむといふ様な場合は往々ある事であらう。此時、少年軍團の数の多き事と、行届ける規律と、其堅實なる信用とに依つたならば、如何ばかり便利な事であらうぞ。

## 第十二章 少年軍團編成の案

### 一、發起

本書を讀んで、少年軍團の眞價を了解した者は、速かに少年軍團の編成を企てられんことを、著者は熱心に希望する。其人の身分地位境遇に應じ、小は一箇中隊の發起より、大は聯隊の發起に至るまで應分の力を盡されんことを望む。

〔注意〕 一學校一大字一町村を動かし得べきものは、一箇中隊乃至數箇中隊の編成を計畫するも、又一郡一市一區を動かし得べき人は一箇大隊の編成を、一府縣を動かし得べき人は一箇聯隊の編成を、企畫するゝを適當とす。

發起者は、敢て地方の名望家、財産家、有力者のみとは限らない。眞面目な人であれば、單に一箇の村民であつても、村長以下の役場員や校長

以下の學校職員を動かす事は出来る筈である。が、其發起者が町村役場の吏員、名譽職、小學校教員、在郷軍人、駐在巡查等であれば、中隊の發起人としては最も好都合であらう。殊に之を青年會、在郷軍人會の事業としてやるなどは最もよい。

普通の場合、中隊を一町村内で發起しようとするには、先づ第一に管内の青年會長及び小學校長の賛成を得なければならぬ。何にせよ、相手は青年少年の事で、青年會及學校を基礎とせざるを得ないのであるから、萬事青年會役員と學校職員とに力になつて貰はねばならぬ。それで青年會及學校は、最初から内輪の者として發起の相談をするのである。

## 二、幹部の組織

さて愈々創立と極つたら、幹部を組織するのである。評議員と顧問

と隊長と副長と、これだけが幹部の膳立である。その外各職業の技術を教授してくれる教官を得れば殊に結構である。

此内、評議員は其部隊の世話面倒を見て、常に發達を助ける人であるから、直接其地方の青少年教育に關係ある人から選任し、顧問は少年軍團に助言し、該隊の地位を重からしむるものであるから、地方の有力者、名望家を戴くのである。又隊長は其隊の責任者であり、平生隊を率ゐねばならぬから、篤志にして且つ相當の手腕を有するを要し、副長は隊長を助け、隊の經營に就いて専ら畫策する人であるから、發起者自身多くの場合に於て之に就任するのである。(場合に依つては發起者は隊長となる事もある、或は評議員となる等、便宜の地位を占めるがよい)。

左に町村に新設せらるゝ中隊の評議員と顧問とを例示しよう。

〔評議員〕 青年會長、小學校長、町村役場學事主任書記、青年會役員、教員、學務

委員、在郷軍人分會長及役員、駐在巡查。  
 〔顧問〕 町村長、助役、收入役、村會議員、區長、町村内選出の郡縣會議員、町村内有力家

但し小市及區に在つては、評議員、顧問などは、全部中隊のを缺いて大隊に統一するを便とするのである。

大隊新設の場合、それが郡であるならば、大體に於て左の如き顔振れを必要とするであらう。一般の市及大都會の區も、之に準じて考慮すればよい。

〔評議員〕 郡視學、學務主任、郡書記、郡内有力校長三五人、郡會議員の有志、大隊本部所在地の町村長、郡在住在郷軍人の主なる者、郡青年會長、新聞記者。  
 〔顧問〕 郡長、郡會議員、郡選出の縣會議員、郡内の名望家、郡内有志、警察署長。  
 特に地位高き人は、名譽顧問として推戴するか、名譽隊長に戴くのである。

念の爲に記して置くが、是等騰立の爲に、反つて左支右梧、少年軍團の編成を後らす様であつたなら、決して躊躇して居ず、何の機關も無しに始めるがよい。熱心と正義とは何者をも成功せしめるであらう。

### 三 新入隊者募集

それから新入隊者の募集であるが、青年會や小學校が動いて、全部少年軍團になつて呉れるなら議論は無い。然らずして其内の有志といふ様な事であつたら、その入隊の勧誘には、どうしても専ら青年會役員と小學校教員の手を煩はす外は無い(中學校等に於て隊を編成する時は其教員其等の人々から少年軍團の詳細を話して貰つて、勧誘するのである。

一小隊は隊長とも七人と定め、それを十箇乃至三十箇合せたものを

中隊の標準と定めてある(即ち中隊長共七十二名乃至二百十二名が、志願者が多すぎる様な場合には、四十箇小隊、五十箇小隊で中隊を編成してもよい。つまり一つの學校で一箇中隊に纏めたいのである。そして町村内に幾箇も學校がある時には、普通其學校數だけの中隊を拵らへるのである。

實驗に依れば、始めて少年軍團を設立する時は、其隊員を成るべく多く得たい爲めに、往々善惡良否を判つに違なく、如何なる種類の者でも收容したいのが人情であるが、是は後に至つて團の着實なる發達を阻碍する原因となることがある。されば先づ新入隊者の選擇に十分の意を用ひ、假令隊員は如何に小數でも、善良なる者のみを收容して、シソミリとした教育の出来る様に心掛けねばならぬ。かうして基礎が出来れば、之を出發點として、それから漸次發達せしめる事は敢て難事では無いのである。

#### 四 教練

以上の陣立が出来たら、先づ取敢へず教練に着手し、教練三箇月の間に、能く注意して應募新參の品性を觀察し、排すべきは排し、差支の無い者には、試験の上本入隊を許し、其内から最も役に立つ者を選抜して、小隊長及小隊副長に任命するのである。そして此小隊長に、出席督勵の責任を持たせるが可い。

教練は小學校在學生ならば、先づ隔週日曜日の朝三四時間が適當の所であらうか。之は地方の事情に依つて餘程斟酌せねばならぬ。

#### 五 經費

何人も懸念するのは経費の點である。經營として必要なものは左の諸費である。(中隊の例)

- 一、評議員集會費
- 二、幹部員給料
- 三、軍需品及教練費
- 四、隊員の制服

少年軍團は固より營利の事業では無く、又今日に於ては一錢の財産をも所有せぬのであるから、當分何の支出もする事は出来ぬ。併し金を支出せぬからといって、此事業が出来ぬ等は無い。即ち右の内「一」は、集會の場所は無料の處を借り、評議員には辨當持參で出て貰ひ(或は飲食不要の時間に)、「二」は凡て無報酬、「三」は幹部に在る人の出金又は有志の寄附に待ち、「四」は隊員に自費で購入させるのである(英國等の例も同様)。尤も一時に制服を調へさせる様な事は、經濟上成るべく之

を避け、少しづつ貯金して、永い間に徐々色々な物を揃へる様に奨励するがよい。若し一度に制服を揃へさせる様な事があると、経費の點から青少年及父兄の悪感を招き、折角の少年軍團の發達を阻碍する様な事にならぬとも限らぬ。

此外尙事務所費とか、往復の郵税だとか、文房具であるとかの類が必要であるけれども、事務所は、隊長の私宅なり、學校なり、役場なりに附設して貰ひ、郵税なども當分關係者の自辨を請ふより外仕方が無い。併し是等の費用は殆んど入用は無く、あつても月々五錢か十錢で済む事であらう。

費用に就いて予の將來の希望を言へば、少年軍團の如き營利ならぬ運動は、是非とも基本財産の確かなものに依つて、其運動の資金を作らねばならぬ。そして其基本財産は二種を要するので、一は團の基本財

産一は各中隊の基本財産とする。中隊の基本財産は中隊自身の爲め、團のは團自身及各聯隊大隊の經費とするのである。

さて中隊の基本財産は如何程あつたら可からうといふのに、先づ中隊毎年の經費が、極少くすれば一二圓の處から、十分を言へば二三百圓以上も要るが、先づ其中を取つて百圓位と見たら、相當の活動が出来やうから、此百圓を産んで呉れる基本財産が必要なのである。

百圓の利息を産む現金は、年一割として千圓要る。此千圓は町村自治體か、有志寄附で中隊の手に入れれば、それ程結構な事は無いが、千圓といふ金は、現在の我邦では仲々の大金で、殊に田舎の中隊などに、然う容易く手に入るもので無い。そこで勢ひ他の方法を取らねばならぬ事になる。

極く堅實なやり方で蜜蜂を飼ふと、一群から一年に蜜が十圓は取れ

て、而も分封といつて今年の一群は明年又新しい一群を生ずる。されば蜜蜂十群を飼へば、中隊の經費を支辨するに足るのであるが、其財源は、最初一群若くは二群を買入るべき四五十圓だけでよいのである。左に其計算を示さう。

■ 蜜蜂飼養收支計算表

△ 第一年(年初二群買入、年内分封二群、年末現在計四群)	支出金七十圓	蜂二群代及器具代
	収入金二十圓	蜜二群分
△ 第二年(年内分封四群、年末現在八群)	支出金二十圓	巢四箇代
	収入金四十圓	蜜四群分
△ 第三年(年内分封八群、年末現在十六群)	支出金四十圓	巢八箇代



収入金八十圓 蜜八群分

△第四年(年内分封十六群、年末現在三十二群)

支出金八十圓 巢十六箇代

収入金百六十圓 蜜十六群分

即ち第四年に至れば既に経費を支辨するに十分の収入を得るのである。第五年以後は漸次此割で収入を増加して行くのであるが、一箇中隊の飼養する箱数は三四十群に超えぬがよい。

此の七十圓の財源を如何にして得るかといふと、勿論土地の財産家から寄附を仰ぐのである。尤も隣接の地に少年軍があつて、其處で既に養蜂をやつて相當の群數を所得して居るならば、其處から二三群を分讓して貰へば、一群十圓位ゐるの廉價でも手に入れる事が出来やう。果して然らば初年三群を買入れた處で、たつた二三十圓の資金があれば宜しい譯である。予は各中隊に養蜂を勸めるものである。但し養

蜂は、飼養に多少の技術と熱心の注意とを要するものであるから、其點は十分の習練を積み重ねばならぬ。従來の養蜂家が多く失敗したのは、此の二點に缺けて居たからで、決して養蜂その者の罪では無い。それから蜂の種類も成績に大なる關係を有つものであるから、之も大に擇ばなければならぬ。彼の蜂屋の甘言に乗せられて、つまらぬ種類を掴まされぬ様、信用ある種蜂屋から買入れるがよい。出来る事なら少年軍團の他中隊の手から買入れると最も安全である。

蜂を飼養するに就ては多少の人手が要る。人手といつて大しては手數も掛からぬが、蜂は健全に働いて居るか、害敵は來ぬか、蠟蟲は侵入せぬか、蜜は平均に巢房に貯へられつゝあるか、女王に異狀は無いか、新女王の製造は必要では無いか、寒くは無いか、暑くは無いかといふ風に、日々朝夕に一度や二度は見廻つてやらねばならぬ。それで、中隊に一

纏めに數十群を置いて、隊員が交代に世話をしても悪くは無いが、成るだけならば、受持を決めて、隊員一人に一群乃至三四群までを預け、責任を以て之を世話させ、収益の半ばを其隊員の収入とさせるがよい。團員一人で五群や十群の世話は、朝夕二三十分間も掛ければ十分である。假に四群を預かるとすれば、預り主の團員は別段の勞苦も無く、年に二十圓の収入がある。何とよい方法では無いか。

基本財産蓄積の他の方法は農業である。若し相當の能力ある園藝手、農業手等を得たならば、或る廣さの土地を借入れて（或は買入れて）其處に促成栽培を試みるのである。促成栽培は、最初其フレームを作るのに若干固定資本を要するが、其費用は凡そ一箇年の収入を以て償却する事が出来、それから後は毎年一坪二三圓乃至十圓位の収益を擧げる事が出来るから、各中隊で二十坪も經營すれば（即ち各小隊一二坪）中

隊の經費をどうにか支辨して行く事が出来ると思ふ。其他普通田畑の共同耕作などもよい。植林なども面白からう。

更に之を養鶏、養豚、牛羊飼養などに試みるも妙であらう。或は又隊員共同して一戸の店舗を開き、其處に各種の商品を露いで顧客を待ち、若しくは或種の工場を起し、隊員その職工、事務員となつて經費を儲けてもよい。要は周圍の事情と土地の習俗とに従つて、畫策を怠らなければ、隊員自身の生活費と少年軍團の經費とを併せ得るの方法は差して難事ではあるまいと考へる。

基本財産蓄積の更に他の一法は、北海道國有未開地を買入れて、相當の管理者に託して、之を小作人に貸す事である。北海道の開拓は最早大分進んで、目覺しい肥沃の地は大抵既に人の所有となつて了つたが、それでも尙ほ北見の大部分、十勝、天鹽の一部などに、稍や肥沃の地を

残して居る事が少くない。そして、其地價は十町歩百圓位で手に入る事が出来、而して小作料は一反歩一圓乃至二圓五十錢を普通とするのである。此計算から見れば、十町歩の土地は百圓乃至二百五十圓の小作料を得る事が困難で無い事が知れやう。但し開墾の初五箇年間は、鍬下年期と稱し、無料を以て小作人に開墾耕作させるのが慣例である。

若し十箇中隊以上が聯合して一箇所の土地を買入れれば、一人の管理人を置いて、差して収入を減ずる様な憂へは無い。況して數百箇中隊が協同するか、總司令部と協同して、一箇所に土地を得る事となれば、管理の費用は極めて少額で足るのみならず、最も機宜に適した管理施設をする事が出来るであらう。

先づ少年軍團に適した金儲け法、基本財産蓄積法は此位なもの

あらうか。尙ほ他にもよい方法があるか知らないが、予の考へ付いた處では此外には無い様である。中隊の基本財産は右の通り二様の蓄積法があるが、總司令部のは、どうも北海道の未開地購入より外には無さそうである。予は此有益無比なる公共事業の爲めに、道廳當局者が『北海道國有未開地處分法』第四條に依つて少年軍團の爲に土地を與へられたく、若し夫が出来ぬとすれば、出来るだけの最低價で拂下げを希望せざるを得ない。而して又世の富者が、又此土地購入經營の財源として、相當寄附金を寄與せられん事を懇請するものである。序にいふ、團の費用は、年々大凡左の如し。

金六千圓 一團自身の費用。

金一千圓 各聯隊費用。全國五十箇聯隊として一聯隊二十圓宛。

金五千圓 各大隊費用。 全國五百箇大隊として一大隊十圓宛。  
計金一萬二千圓也

即ち北海道國有未開地凡そ一千二百町歩の付與を受け、若干の寄附金を得て之が開墾を試みたいと思ふ。此地積を北海道開墾の慣例に従つて、五町歩を一戸に割當てれば、正に二百四十戸の小作人を包容すべく、一戸五人の人口を有すとすれば、一千二百人の人民を少年軍團の勢力下に置く事となる。

寄附を求むるの法としては、隊員が箇人に依頼するといふ方法の外に、慈善芝居を催すなども一法であらう。簡単な毒にならぬ脚本を擇んで、若くは自から作つて、一夕演劇を催すといふ事は、二重の得がある。一は若干の収入を得ると、一は一般人民の少年軍團に對する興味と同情を喚び起すと。

慈善市を開いて少年軍の作品を賣り、共同勞力を供して勞銀を得るなども、亦よき方法である。  
與へられた寄附は、成るべく之を基本財産に積み立てる事とし、直ちに其年の經費には使ひたくないものである。先づ、當座は不自由でも、堅實な永久の發育を望まうといふには、どうしても基本財産が何より大切なのである。

## 六 創立の時期

何時でもよい、成るだけ早く編成に着手して貰ひたいものである。最も都合のよいのは、四月初旬から教練を始める事であるが、初めて少年軍團を設ける時には、中途から始めるのも亦止むを得ぬ事であるし、又中途の入隊をも許さねばなるまい。其積りで教練細目を取捨すれ

ばよい。但し、第二年度からは必ず四月を於て新參の入隊時期とし、中途入隊は成る可く許さぬが可からう。

### 七 聯絡

最後に注意すべき事は、地方に編成せられた少年軍團は、決して孤立して居てはならぬ事である。何の聯絡もなく、脈絡系統を缺いて居る少年軍團は、目的の半ば以上を失つたものであるから、假令如何なる小部隊でも、附近の他の部隊と聯絡を取り、又創立後直ちに少年軍團の本部に詳細を報告して、其の地方枝隊として活動の準備をせねばならぬ。若し既に上級部隊を有する地方に在つては、中隊は之を大隊に報告し、大隊は之を聯隊に、聯隊は之を團に報告するのである。そして上級部隊の命令を仰いで、相率ゐて圓滿なる發達を遂げねばならぬ。

### 八 少年軍團編成の小經驗

▲お役人萬能ならず 予は最初軍事當局者、學政當局者、自治體當局者が、十分に少年軍團の効果を知悉し居り、是等のお役人に倚らば少年軍團創立の目的を達し得べしと信じたのであつたが、豫期と實際とは全く相反し、お役人が決して萬能に非ざる事を了解して自己の不明を愧づるの情に堪へなかつた。お役人は第一に自分の事務が殖える事を恐れ、第二には上官の嫉視と責任の負荷とを恐れて、新しい仕事を豺狼同様に心得て居るのである。斯かる人々に少年軍團を持つて行くに「誠に結構な御趣意で……」位の所で、永久に埒は明かぬものと覺悟せねばならぬ。

▲隊員募集の方法 青年會や小學校の動かぬ所で隊員を募集する

一つの方法は、親戚知人近所の青少年を自分の口から勧誘すること、次は学校の先生の有志から勧誘して貰ふこと——若し勧誘が出来ねば、告知か傳言を頼むこと。是だけの手續で、十人なり二十人なり集まれば、其上は口から口、評判から評判で、漸次隊員を殖すことが出来る。

▲彌次馬入隊 予の手で静岡市に第一着に編成した少年軍團は、將來何かにつけて模範たらしむるの意から「模範中隊」と名づけたのであるが、實際模範の實を擧げるのは前途頗る遼遠、最初は随分非模範の事が多い。之も其一つであるが、初めて隊員を募ると、瞬く間に百十一名の申込があつた。然るに驚くべし、イザ入隊式となると、出席者は七十人しか無い。アトの四十名はスカを呉れたのだ。ところが第二回の出席者はと見ると六十人に減つて居る。之は未だしもとして、第三回は僅か三十三人、第四回は三十人、之で頽勢の止りかを見ると、第五回

には僅か八名とまで減少した。是は疑ひも無く最初選擇を慎まず、何でも御座れ主義に申込を迎へた觀面の報いであつたのだ。  
▲出直して初めて健全 此八名は最も熱心な者のみで、是以上に減少はせず、漸次増加して來るのであつた。前には彌次馬や悪太郎があつて、自分が來會せぬ計りか、友達を暴力で誘つて出席させぬ者などあつたから、其以後の入隊者は、餘程本人の意志や人物を確かめた上で無ければ入隊を許さぬ事にした。  
▲教練の時間 多すぎれば飽き、少な過ぎれば効なし。今までの小實驗より推するに適度は次の如きものか。

月	日	始業	終業	一回の教練	教練の時期
一月	午後五時	午後八時	三時間	隔週土曜の夜	
二月	午前九時	午前十一時三十分	二時間半	隔週日曜の朝	
三月	同 九時	同 十一時三十分	同	同	

四月	同	八時	同	十一時	三時間	同
五月	同	六時三十分	同	九時三十分	同	同
六月	同	五時	同	八時	同	同
七月	同	五時	同	七時三十分	二時間半	同
八月	午前 午後	五時三十分 七時三十分	午前 午後	七時三十分 九時	二時間 二時間	毎週日曜の朝 毎週水曜の夜
九月	午前 午後	六時三十分 六時三十分	午後 午後	九時	二時間半	毎週土曜の夜
十月	午前	八時	午前	十一時	同	隔週日曜の朝
十一月	同	八時三十分	同	十一時	同	同
十二月	同	九時	同	十一時三十分	同	同

能ふべくば、八月の夏休み中は、ズツと打續けに少年軍團の幕舎(又は家屋)に召集し、一箇月間最も力を入れた教練をして、身神に確乎たる少年軍團的素地を與へたい。

前記の時間は、餘程父兄起臥の工合を斟酌した積りであるが、尙ほ土地の狀況に依つて加減するがよく、又特種の時間を要する教練を爲す

場合には、回数や時間を多くするといふ様な取計らひが肝要である。一月の夜の集會は、爐邊夜話や星の觀察の爲め、八月九月の夜の集會は、野營や星眺や偵察の爲めである。

教練に脂が乗つて來ると、隊員は毎週や隔週の召集を待遠しが、なるけれど、さも無い時にはもつと減じて一箇月二回なり一回なりにしてもよい。併し月一回より少なくしてはならぬ。多い程教練の功は多くあるけれど、飽かせては何にもならぬからである。

▲提灯行列 入隊式の夜の提灯行列はよいものである。創立の爲に盡力して呉れた新聞社とか官公署學校とか、其又職員などを訪ねて謝意を表するにも、華やかな良い方法である。

▲制服の必要 形式を以て精神を左右する事は、群衆を率ゐるに忘る可らざる要件である。従つて少年軍團の制服は絶対に必要なもの

であるが、唯だ經濟上の關係に見て、多少の猶豫を加へるのである。能ふ可くば、先づ杖と綱とを用意せしめ、漸次服裝に向つて奮勵を加ふ可きであらう。

▲入隊式の概況 以下少しく創立時代の教練の模様を記して置かう。模範中隊の第一回の會合即ち入隊式は、大正三年の八月二日を以て舉行せられたのであるが、當日は午前五時といふ夜のホノノ／＼明け、素的に早い時間を集合時刻に指定して、謂はゆる少年軍團式を發揮し、諸會合のレコード破りをやつたのであるが、少年の熱心な者は、定刻に先づこと十五分の四時四十五分に來着した。之を先頭にして、五時少し過ぎるとモウ大抵顔が揃つたので、隨意の者七人宛集つて小隊を作らせ、其小隊内の互選で假小隊長を定めた。之は教官の側で少しも少年を知らぬので、斯くするより外適當な方法が無かつたのである。茲

に於て中隊長は招募規則、軍律、軍制の梗概に就いて説明する所あり、列を爲して淺間神社の境内に至り、池畔の樹蔭涼しき場所を撰んで君が代を二回合唱の後、更に中隊長から少年軍團の起原、各國の現状、模範隊の使命などに就いて訓話あり、次にお伽嘶一二、休憩時隊員の服裝競走等あり、最後に天皇陛下萬歳、日本帝國萬歳、少年軍團萬歳を三唱して、午前九時少し過ぎ散會した。此夜七時から提灯行列を催はせること別項の如しである。

▲第二回教練 八月九日第二回教練を行ふ。集合場所は静岡市役所前、時間は朝五時半と定め、幸ひ晴天であつたので、雨天だつたら集合所に近き小學校を借りる筈であつた。直ちに安東村の熊野神社に行き、緑濃き樹の下で『繩結び』四つ五つを習ひ、『歩行』練習の意味を以て練兵場を散歩し、九時に歩兵第三十四聯隊へ行つて豫定の參觀を申入れ



た。全體炊事場を見せて貰ふのが目的であつたが、週番佐藤大尉は熱心なる訓話と懇切なる案内との勞を取られ、管内隈なく參觀せしめられた。烈々たる炎日の下を約二時間に亘つて營庭を往復したので、隊員の二名は軽き日射病に罹り、看護長の手當を受けたが、聞けば此二名は遅く起きた爲め、朝飯を攝らずして來會したのであつた。爾來予は朝飯を必ず契し來る事を隊員に勸告した。

▲第三回教練 八月十七日午前五時半、城代橋静岡物産陳列館前集合、橋畔街路に於て前回の續きの『繩結び』を練習し、次に釘、釘箱、松脂紙やすり、蠟燭の如き、雜品を一瞥して其品名を記す『觀察』の箇人競技、御用邸より鵬橋までの家數及職業を觀察する箇人及小隊競技、江川町と新谷町との角の兩商店の屋號及商品十種以上を觀察記述する小隊競技等を行ひ、終つて停車場裏の日本製氷會社静岡工場を參觀し、アソモ

ニヤの瓦斯壓搾の装置より結氷装置まで案内説明して貰つて、社前で解散したのは八時三十分であつた。

▲第四回教練 八月二十三日午前五時半集合、室内に於て隊員の心得を談話したのち、繩結び及雜品觀察の競技練習あり、夫より街路に出で、本部附近六七箇所の『曲り角覚え』を試み、次に約六七町に涉つて『落とし物拾ひ』の競技をした。比較的成功の教練日であつた。九時散會。

▲第五回教練 八月三十日が豫定日であつたが、俄の大洪水で二番町の本部の如きは、激流奔湍の中心地となり、團員の教練も暫時中止の止むなきに至り、漸く九月二十日を以て、移轉先なる横内町の新本部に第五回教練を行ふ事が出來た。午前六時集合、此日は室内で前の教練と談話を爲した後、練兵場へ行つて『人垣』及『保健法』の教練をした。

豫て好意を寄せらるゝ静岡縣理事官(前安部郡長)法學士田澤義鋪、伊豆伊東農園主法學士山下信義、安倍郡視學袴田完一の三氏は、態、此處に來會されて參觀獎勵努力を與へられた。三氏の好意は予の永久に忘れ得ざる所である。資財なく人物なき少年軍團運動の如き、斯かる獎勵なくば如何にして發達し得るであらうぞ！

▲第六回教練 九月二十六日午後二時半本部集合、三時出發、安倍郡長田村用宗海岸に至り天幕を張つて野營す。片道約二里。教練は未だ野營まで進んで居らぬし、時候は少し涼くなつて來たから、少し無理とは思つたが、隊員が是非にと希望するので、用宗岸上に座洲せる黒姫丸(三千七百餘噸)見物旁へ決行したのである。雨と感冒とを恐れたが幸に些の障だも無かつた。辨當は晩と朝の分携帶、防寒具として外套、毛布、裕の如き有合せの物を用意させた。湯茶は海岸の露店から求め、

地上には海岸に乾して在つた藁を借用して、翌朝元の通りに整理して置いた。夜中大分冷々したので天幕の入口まで鎖したら十分に暖かになつた。翌朝九時に其處を立つて、用宗停車場を経て往路と同じく徒歩で正午に歸着した。今回の天幕は安倍獎兵會所有の携帶天幕十二枚を借用したのであつた。

教練の事は此位にして、又少し經營談に移らう。

▲人が必要 何事にも人物の必要なのは言ふ迄も無いが、少年軍團にも極めて人物の必要を感じる。殊に出席を督勵する人の必要をば痛切に感じたのである。自分の經營して居る中隊は、予が中隊長としてやつて居るから、教練をする人や教練の方法には少しも苦勞は無いが、何を言ふにも予には出席督勵力が無い。小學校の様に、國家の威力を以て強制してさへ、缺席生はあるのに、こちらは何の強制力も無い。

殊に少年の習性も、家庭の事情も何も知らないものであるから、如何ともしやうが無い。氣まぐれな子供を相手にして居たのでは、今日出席したかと思ふと、其次にはモウ缺席してゐる。是では何時になつたとて訓練も教育もあつたものではない。軍律實行の約束はおろか、何一つ纏まつた教練は出来やしない。小隊の組織すらも根底からグラ／＼と動搖し崩壊して了ふのだ。小隊長に出席督勵の責任を持たせやうとしても、それは丁度泡沫の上に高樓を築かんとするが如きものになつて了ふ。あゝ成人動かざる乎。教員動けかし、青年會動けかし、在郷軍人會動けかし！とは予が半夜人知れぬ苦悶である。

▲軍人會と青年會 眞に國を憂ふるならば、何人と雖も人の教育、人物の養成を考へる筈で、人の教育の可能なる時機は、否最も大切なる時機は、少年及青年である事は議論の餘地の無い所かと思ふ。而して

少年の學校教育時代は兎も角、一度學校を出てからと言ふものは、何の指導者も無く、而も浮世の荒波は遠慮會釋なく彼等の心靈を弄び、本能の慾求は、日となく夜となく彼等を誘惑する。是等の危険に對する防護策と言ふものは一つも無い。教育當局者は之を深憂として青年會など言ふものを設けて幾分之を制肘しやうとするが、其組織には教育的能力を缺いて居るから、肝腎の狙ふ所を外れて居る。吾々の眼から見ると、青年會は何故少年軍團の制度を採用して其會員を訓練せぬのであらうと訝りたくなる。青年會は此訓練に依つてのみ、初めて其賦與せられた職能を完うし得るのだ。更に又在郷軍人會に就いて考へて見ると、今の處では軍人會は殆んど何等存立の必要な程の仕事をして居らぬ。然し若し軍人會が主動者となつて青年會を指導するに心掛け、此少年軍團の方法に依つて少年會員を訓練して行つたならば

如何であらうか。軍人會の存立は燦として光輝を添へるであらう。  
 ▲命令と自發 野蠻人を扱ふには命令、號令より外は無い。自分は初め少年軍團を極めて自由なものとし、其教練に當つては一切の命令と號令とを避けたが、其結果は思はしくなかつた。日本の如き立憲思想の未だ開拓されて居らぬ國、殊に獨立心を缺いた家庭教育を受けて居る青少年に取つては、自由は直ちに放恣となる。彼等は理解よりも羈束を喜ぶの傾向を有して居るのであるから、其自發を導かんとす青少年軍團の教練も、最初は先づ適當の程度に於ける號令から出立せねばならぬ。

### 少年軍團教範終

大正四年一月二十日印刷  
 大正四年二月一日發行

少年軍團教範與付  
 定價金八拾錢

不許複製

著者 深尾 詔  
 發行者 井口 丑二  
 印刷者 高橋 季吉  
 印刷所 東京市小石川區久堅町百八番地  
 博文館印刷所

發行所

東京市神田區一ツ橋通二一

中央報徳會

振替口座東京九七〇〇番

地方開發の唯一機關

# 新 民

毎月一回発行 定價 一部十錢 一年一圓 廿錢

### ●本會の主旨要綱

- ◎地方の改良開發
- ◎自治の興新發展
- ◎道德經濟の調和
- ◎教育產業の連絡
- ◎地方團體の援助

本誌は本會の主旨を普及せんが爲めに發行せるものにして、朝野の有力なる學者實業家並に内務、文部、農商務其他各省の當局者百餘名を網羅せる評議員の協力に成る地方開發の唯一機關也

發行所 東京 神田 一橋 通 中央報德會

### ◎中央報德會出版圖書

愛知縣立農林學校長 山崎延吉先生著

再版 農村と青年

四六版瀟洒美本 定價五拾錢 郵稅六錢

內務省土木局長 小橋一太先生述

再版 地方改良本義

菊版クローズ上製 定價壹圓 郵稅八錢

法學博士 井上友一先生著

五版 自治の開發訓練

四六版クローズ美本 實費五拾錢 郵稅八錢

中央報徳會幹事兼講師 井口丑二先生著

三版 家庭叢書 第壹編 婦人の報徳

三六版クローズ美本  
定價 參拾錢  
郵税 四錢

早川貞水君口演

新刊 家庭叢書 第貳編 貞烈美談

三六版クローズ美本  
定價 參拾錢  
郵税 四錢

内務省地長局編纂

增補版二十 地方改良の要項

定價 拾五錢  
郵税 四錢

發行所 東京市神田區一ツ橋通町二一 振替東京九七〇〇番 中央報徳會

279  
/

終

